新規学卒就職者の激励訪問を実施

学校を卒業し新年度から新たに町内の企業に就職された方々を激励する企業訪問が４月７日に４社・計７名を対象に実施された。

当日は田西副町長、山本商工会長他一行が各社を訪問し、新たに企業の一員となった社員の方々に対し、田西副町長から「入社おめでとうございます。皆さんが一日も早く仕事に慣れ、職場の方々との人間関係を大切にしながら、若い力で企業の一層の発展に貢献されることを期待します。」と激励の言葉がかけられた。続いて、山本商工会長から記念品が手渡された。

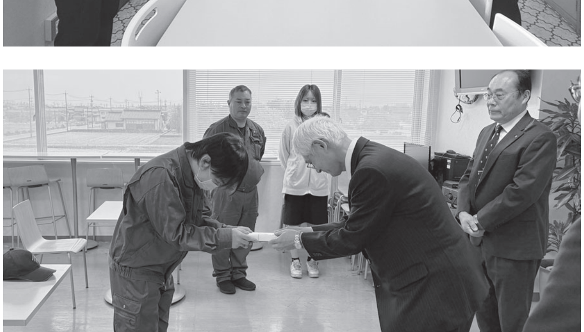

川北町商工会だより

発行所
川北町商工会
能美郡川北町壱ツ屋93
TEL 076-204-6817

令和８年度　総会のお知らせ

令和８年度の商工会通常総会を左記の日程で開催する予定です。

万障お繰り合わせの上、ご出席頂きますようご案内申し上げます。

◆日時
令和８年５月21日(木)
午後１時30分～

◆場所
川北町文化センター
２階　ホール

総会の席上「優良従業員」を表彰します

企業に長く勤めてきた優良従業員を、５月21日開催の総会の席上表彰します。

◇表彰基準
①勤続５年以上、10年以上、15年　以上に区分する
②事業主の推薦する者、他の模範となる者
③最近５年以内の被表彰者を除く

◇負担金
被表彰者１名に限り本会で半額負担する（その他の者は、全額事業主負担）

事業主の皆様

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事業に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、石川労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（※2）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。（分単位など時間未満の単位での取得は認められません。）

働き方・休み方改善ポータルサイト

年休取得促進特設サイト

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

保険料率のお知らせです

令和8年3月分（4月納付分）からの石川支部の健康保険料率は変更となります

健康保険料率

現　行		令和８年３月分～
9.88%	▶	9.70%

（全国平均保険料率の 0.1 %引下げ効果を含む）

介護保険料率			子ども・子育て支援金率
現　行		令和８年３月分～	令和8年4月分より新たにスタート
1.59%	▶	1.62%	0.23%

※令和8年4月分（5月納付分）より子ども・子育て支援金制度が始まります。

※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての特設サイトはこちら

こども家庭庁ホームページ

「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

令和８年４月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

令和８年度の雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

◇失業等給付等の保険料率は労働者負担・事業主負担ともに 5/1,000 に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6/1,000 に変更になります。）。

◇雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3.5/1,000 です（建設の事業は 4.5/1,000 です。）。

＜令和８年度の雇用保険料率＞

（枠内の下段は令和７年４月～令和８年３月の雇用保険料率）

負担者 ／ 事業の種類	① 労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5/1,000**	**8.5/1,000**	5/1,000	3.5/1,000	**13.5/1,000**
（令和7年度）	5.5/1,000	9.1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業 ※	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
（令和7年度）	6.5/1,000	10.1/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	**6/1,000**	**10.5/1,000**	6/1,000	4.5/1,000	**16.5/1,000**
（令和7年度）	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

消費税の期限内
納付のために

計画的な納税資金の積立てを！

消費税の確定申告が必要な事業者とは？

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間

令和５年（基準期間）	令和６年	令和７年（基準期間）
課税売上高 1,000万円 超	→	課税事業者

ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です！

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額（例）

区分		卸売業（第１種事業）		小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）（第2種事業）		農林漁業（左記に該当するものを除く）など（第3種事業）		飲食店業など（第4種事業）		金融・保険業、運輸通信業など（第5種事業）		不動産業（第6種事業）	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0円
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。（令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。）

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

インボイス発行事業者の方へ！『2割特例』ご存じですか？

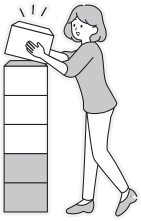

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の２割とすることができる経過措置が設けられています。

●計算イメージ

売上げの消費税額 － 売上げの消費税額 × 80%（仕入れや経費の消費税額） ＝ 売上税額の2割（納付する税額）

●２割特例適用の場合の積立目安額（例）

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

川北町より

10,000円分の商品券を給付します。

物価高騰の影響を受けている町民の家計支援を図るため
町民一人あたり、10,000円分の商品券を給付します。

商　品　券：１冊10,000円（1,000円券×10枚）
利 用 期 間：令和８年４月１日～７月31日まで
給付対象者：令和８年２月１日現在、川北町に住民登録のある方
取　扱　店：取扱店のステッカーが掲示されている店舗
☆商品券取扱店一覧は川北町ＨＰでご確認ください

尚、取扱店への参加は期間中も
随時受け付けております。
申込みご希望の事業者は
商工会までお問い合せ下さい。

川北町HPはコチラ

商工カレンダー

（３月）

- 1　加賀の國まつり出展（大阪）
- 2　決算申告個別指導
- 5　決算申告個別指導
- 11　青年部常任委員会
- 12　金融審査委員会
- 　　正副会長会議
- 13　決算申告個別指導
- 18　もんじゅの会例会
- 23　理事（役員）会
- 24　臨時総会・商工会長会議
- 　　女性部常任委員会
- 29　亢龍太鼓総会

（４月）

- 7　新規学卒就職者激励訪問
- 8　女性部監査会
- 　　もんじゅの会例会
- 13　女性部常任委員会
- 14　県女連正副会長会議・理事会
- 15　青年部常任委員会
- 18　青年部通常部員総会
- 23　女性部通常部員総会
- 24　正副会長会・監査会

（５月）

- 15　もんじゅの会総会
- 19　加賀地域連携推進会議総会
- 21　通常総会
- 　　川北まつり事務局会
- 27　県連通常総会・商工会長会議
- 28　理事（役員）会

労働保険年度更新のお知らせ

2026年度の労働保険年度更新（前年度の確定申告と本年度の概算申告）の手続きは６月１日(月)から７月10日(金)までの間に、各事業主の皆様が行なって頂くことになっています。

商工会へ事務委託されている事業主の皆様へ

商工会より送付される労働保険料申告関係の書類に必要事項を記入、押印し、4月24日(金)までに商工会へ提出下さい。

各事業所単位で手続きを行なっている事業主の皆様へ

近隣の集合受付をご利用し、なるべく早くに手続きをお済ませ下さい。

【問い合わせ先】石川労働局　労働保険徴収室
(金沢市西念3-4-1 金沢駅合同庁舎5階 ☎076-265-4422)

人事異動

◇新任
・事務局長　**東　和志**

この度、田中事務局長の後任として勤務することとなりました。
会員の皆様のお力となれますよう微力ではありますが努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇退職
・事務局長　**田中博文**

金融情報

2026. 4. 1 現在

	制度名	最高限度額	年利率(%)
県制度	・地域商工業活性化融資	5,000万円	2.20～
	・経営安定支援融資(一般分)	8,000	1.95～
	・小口融資（追認）	1,500	2.55
	〃　（特別）	1,250	2.50
日本政策金融公庫	・普通貸付	4,800	3.30～
	・マル経貸付（無担保・無保証人）	2,000	2.50
貯蓄共済	300万円以下　保証協会付(1.20)	7,000	2.00
	301万円以上　〃　(1.50)		2.30
	1001万円以上　〃　(1.80)		2.60
	積立金の範囲内		1.20
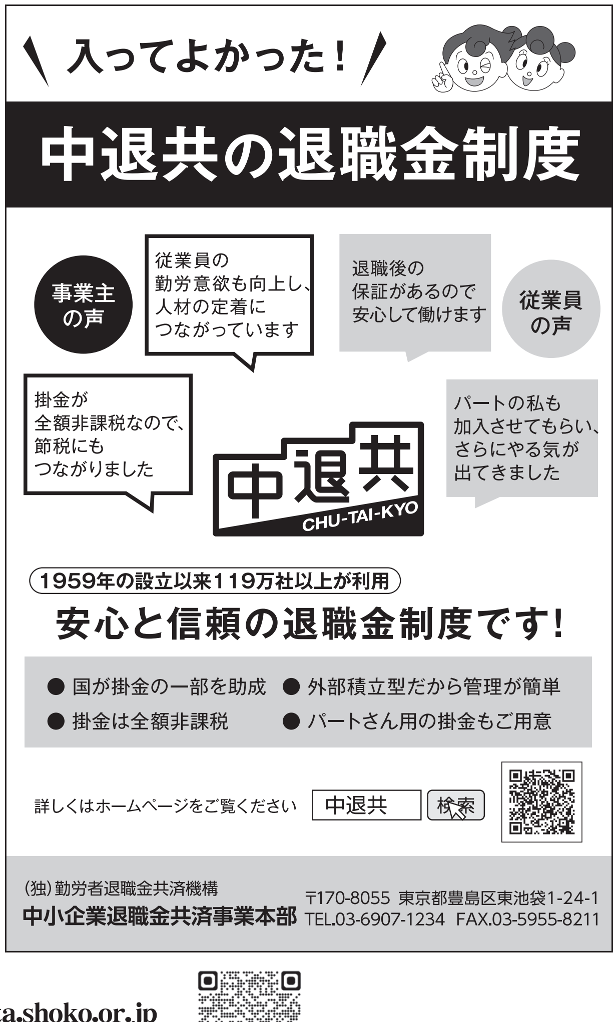
借入申込みは毎月10日まで